愛知県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
三重県	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、ＮＴＴコムソリューション＆エンジニアリング株式会社及びテルウェル西日本株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社及びテルウェル西日本株式会社
岡山県	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
広島県	株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
山口県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ中国及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
徳島県	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
香川県	ＮＴＴファイナンス株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴフィールドテクノ
福岡県	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ大分、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ及びＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社

公　告

謹　告　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アイ・ヴィジョン株式会社
２．住所　東京都港区赤坂７―２―６赤坂ナショナルコート401
３．代表者の氏名　代表取締役　中山　惠夫
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第483号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年９月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年３月４日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アジアン・センチュリー・クエスト・キャピタル有限会社
２．住所　東京都渋谷区渋谷２―15―１渋谷クロスタワー
３．代表者の氏名　取締役　中川美穂子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第510号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年９月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年３月４日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社イーチャレンジ
２．住所　東京都千代田区神田駿河台２―５―１住友不動産御茶ノ水ファーストビル８Ｆ（旧住所：東京都千代田区神田駿河台２―11―１駿河台サンライズビル２Ｆ）
３．代表者の氏名　代表取締役　関　　喜良
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第550号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年９月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年３月４日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＤＣＩ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社
２．住所　東京都千代田区丸の内１―９―１グラントウキョウノースタワー
３．代表者の氏名　代表取締役社長　成田　宏紀
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2690号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年９月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 26 年３月４日

関東財務局長　坂本　正喜

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第７０２６３号

東京都新宿区新宿２―８―１新宿セブンビル610大河法律事務所
申立人　水田　一彦
本籍東京都台東区千束４丁目11番地４、最後の住所東京都葛飾区堀切６丁目34番７―203号ミオカステーロ堀切菖蒲園、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成24年２月15日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和44年５月13日、職業不詳
被相続人　亡　鈴木　　剛
催告期間満了日　平成26年９月30日

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７０２６９号

東京都中央区銀座３―８―５銀商ビル４Ｆ緑川由香法律事務所
申立人　緑川　由香（登録姓大井川）
本籍東京都練馬区平和台２丁目35番、最後の住所東京都練馬区平和台１丁目35番15―105号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日平成24年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和33年８月５日、職業会社員
被相続人　亡　赤坂　英樹
催告期間満了日　平成26年９月30日

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７０２７０号

東京都港区虎ノ門５―13―１虎ノ門40ＭＴビル２階虎ノ門総合法律事務所
申立人　吉田　　朋
本籍北海道函館市湯川町１丁目15番地の３、最後の住所東京都大田区田園調布２丁目37番13号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成18年11月５日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和24年10月５日、職業音楽家
被相続人　亡　竹内　理美
催告期間満了日　平成26年９月30日

東京家庭裁判所